

共生社会に向けた区の取り組み状況について

行財政改革特別委員会
平成30年2月28日
福祉部福祉計画課

1. 共生社会とは

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指します。

2. 第三期品川区地域福祉計画の策定

平成30年度で計画期間満了となる「品川区すべての人にやさしいまちづくり推進計画」と、密接に関係する「第二期品川区地域福祉計画」を統合し、平成30年度末を目途に新たに「第三期地域福祉計画」として策定します。策定にあたっては、国が提唱する地域共生社会の実現に向け、地域福祉を推進するための必要な規定の整備を行います。

国の動向 「我が事・丸ごと」地域共生社会の実現に向けて

平成30年4月施行 改正社会福祉法

- 住民に身近な圏域での「我が事・丸ごと」の体制整備
 - ・ 他人事を「我が事」に変える働きかけ
 - ・ 多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による把握および連携による解決
- 福祉の各分野における共通事項を定め、個別計画の上位計画として位置づける

品川区の計画策定の取り組み

- スケジュール(予定)
 - (平成29年度)
 - ・ 区民アンケート実施 ※現在集計中
 - (平成30年度)
 - ・ 策定委員会の実施(全5回)
 - ・ 地区懇談会の開催(13地区各2回)
 - ・ パブリックコメント実施
 - ・ 策定(平成31年3月末)
- 委員構成(40名程度を想定)
 - ・ 委員長 学識経験者
 - ・ 委員
福祉・医療関係団体、
地域関係団体・まちづくり関係事業者、
区内企業、区民代表等

3. 品川区の取り組み

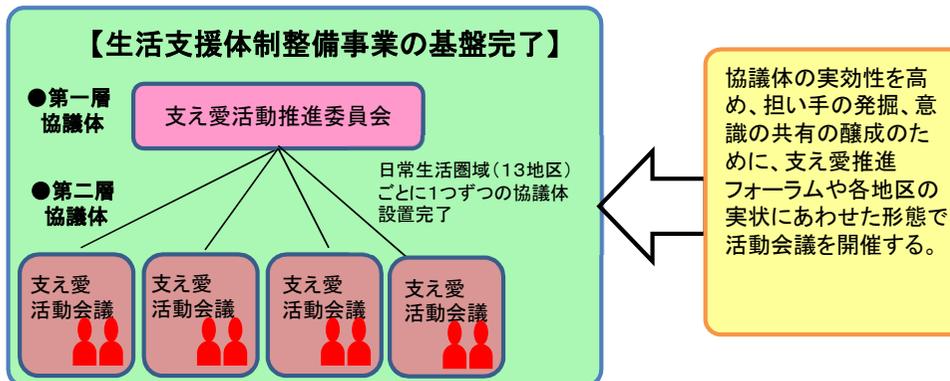
(1) 支え愛・ほっとステーション、生活支援体制整備事業

平成29年6月に支え愛・ほっとステーションを新規に5か所開設したことにより、13全地域センター内に設置しました。これにより、平成28年4月から進めてきた生活支援体制整備事業の「協議体」と「生活支援コーディネーター」の整備も完了し、身近な場所での相談機能の強化と支え合い体制を更に充実していきます。

① 協議体

国が提唱する協議体

区に1つ(第一層)、日常生活圏域ごとに1つずつ(第二層)協議体を設置する。



② 生活支援コーディネーター

国が提唱するコーディネーター

統括生活支援コーディネーター1人、日常生活圏域(13地区)ごとに生活支援コーディネーターを配置する。(支え愛・ほっとステーションのコーディネーターを位置づける)

支え愛・ほっとステーションの全区展開!!

すべての地区に生活支援コーディネーター配置完了



(2) 多世代交流施設「ゆうゆうプラザ」

高齢者多世代交流支援施設(通称「ゆうゆうプラザ」)は、高齢者から子ども、障害者等どなたでも利用・交流できる地域の拠点です。近隣の町会、高齢者クラブ、保育園、学校、大学や図書館をはじめとした関連機関と連携し、多世代交流を行っています。今では地域の高齢者団体や子育て団体が提案・企画し、一緒に取り組むことによって、互いに支え合う場面が見られるようになりました。各々の「ゆうゆうプラザ」運営事業者である社会福祉法人がノウハウをいかし、地域のつながりを広げる共生社会を目指しています。

大崎高齢者多世代交流支援施設（大崎ゆうゆうプラザ）

- 【施設構成】 レクリエーション室:2室(25名・30名)、スタジオ(20名)
コミュニティ室(30名)、浴室、健康増進室、地域交流スペース
- 【実施事業】 地域交流事業、認知症予防教室、子育て・健康関連事業、
入浴・マッサージサービス等
- 【利用実績】 平成28年度延利用者25,593名



平塚橋高齢者多世代交流支援施設（平塚橋ゆうゆうプラザ）

- 【施設構成】 レクリエーション室(70名)、スタジオ:2室(15名・20名)
コミュニティ室:3室(25名・30名・30名)
浴室、健康増進室、地域交流スペース
- 【実施事業】 地域交流イベント・事業、認知症予防教室、外出習慣化事業、
言語聴覚士(ST)による相談・訓練、子育て・健康関連事業、
入浴・マッサージサービス等
- 【利用実績】 平成28年度延利用者38,713名



(3) 障害者の理解促進のための取り組み

障害のある方への理解が進むよう様々な取り組みを実施しています。

【アールブリュット展の開催】

- ・平成27年度より実施。
- ・平成29年度は、O美術館および光村グラフィック・ギャラリー(大崎1-15-9)で開催。
- ・平成31年4月に開設予定の(仮称)障害児者総合支援施設には、美術館やパフォーマンススタジオを設置。

【品川区障害者差別解消法ハンドブックの配布】

- ・障害者差別解消法の施行を受け、平成28年7月に職員向け、28年12月に区民向けを発行。
- ・区民向けのハンドブックは平成30年4月に改訂版を配布予定。

【おたがいさま運動の実施】

- ・心のバリアフリー等を推進するため、一般区民向けの研修や小学生向けの学習会のほか、イベント等での啓発・周知活動を実施。

(4) 生活困窮者のための自立支援相談窓口

仕事や健康、金銭など生活にお困りの方が、気軽に相談できる場所として設置しています。

暮らし・しごと応援センター

【対象者】 生活にお困りの方(生活保護受給者を除く)

【支援の内容】

生活上の問題・悩みの相談を受け、整理し、必要に応じてプランを作成し、自立に向けた継続的な支援をします。

【仕事について】 就労支援員が就職活動に関するアドバイス。

【お金について】 家計に関する相談を受け、家計簿作成支援、家計支出内容への助言。

【生活について】 65歳未満の離職者で就労能力があるが、住居を喪失している方などに対し住居確保給付金を支給。(要件あり)

【健康について】 相談支援員による病気や障害などの悩み相談、関係の支援機関との連携。

(5) 地域包括ケア推進に向けての多職種連携

医療と介護を必要とする高齢者が住み慣れた地域で暮らすためには、医療と介護が一体になったサービス提供が必要のため、区と関係機関等が情報共有等を進めることで相互理解と連携を図っています。

【地区ケア会議の開催】

- ・在宅介護支援センターが主催するケア会議(地域における多様な資源や多職種の参加)。
- ・月に1回、原則、在宅介護支援センターの管轄ごとに実施(合同実施あり)。

【医療と介護の多職種医療連携研修の開催】

- ・在宅医療・介護を担う多職種が参加する研修会を医師会との協働により実施し、互いの領域を学ぶことで、相互理解の促進と連携を図る。

【多職種連携システムの稼働】

- ・区、ケアマネジャー、サービス事業者、医療機関等がICTを活用し相互に情報を共有する基盤の整備。
- ・平成30年4月稼働予定。